

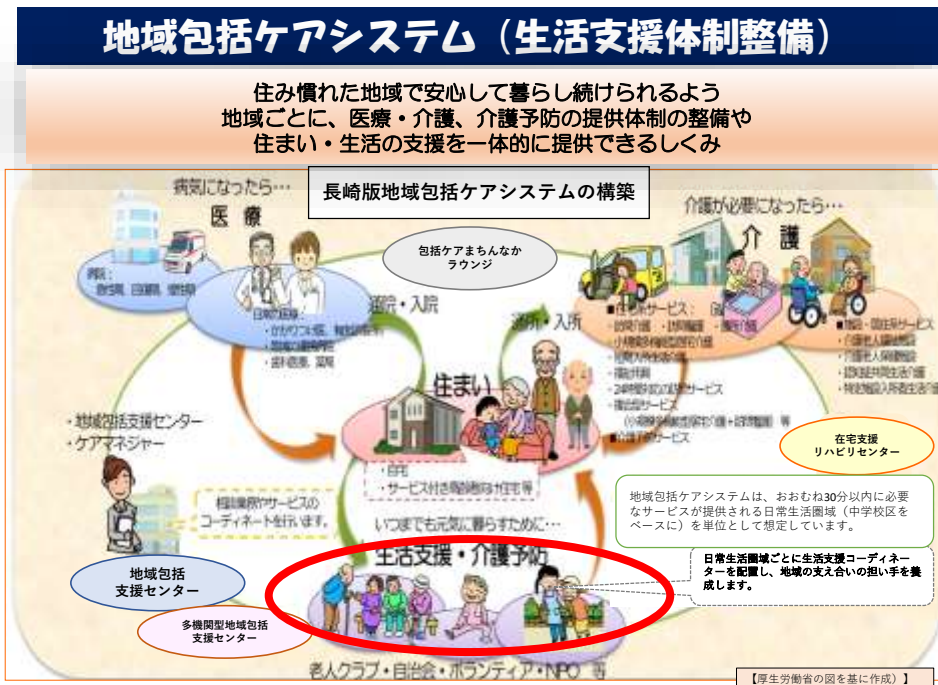
令和4年度 長崎市地域包括ケア推進協議会 予防・生活支援部会

長崎市地域包括ケアシステム推進室

本日の議題

- (1) 部会長の選任について
- (2) 取組状況について
 - ・生活支援体制づくりについて
 - ・地域共生社会に向けた取組みについて
- (3) その他

(1) 生活支援体制づくりについて



生活支援体制整備～地域での支え合い体制づくり～

<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子・高齢化の進行 ・一人暮らし・夫婦のみ高齢者世帯の増加 ・認知症高齢者の増加 ・地域のつながりの希薄化 など 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の不足 ・生活支援ニーズの増加 ・介護保険ではカバーできないサービス ・地域での支え合い など
--	--

団塊の世代が後期高齢者となる2025年までに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険法の規定による地域支援事業の一環として、

生活支援体制整備事業

- 多様な主体との協働による地域の支え合い体制づくり
- 高齢者の社会参加による介護予防の促進
- 多様な日常生活上の生活支援や介護予防サービスの充実

協議する場の確保
【協議体】

介護予防・地域づくりの専門的視点でのコーディネーター
【SC(生活支援コーディネーター)】

【多様な主体】
・地域住民・NPO・ボランティア・社会福祉法人・地域の各種団体 など

【日常生活上の生活支援】
在宅高齢者ちよとした困りごとへの支援（例：買い物・ごみ出し・電球交換など）

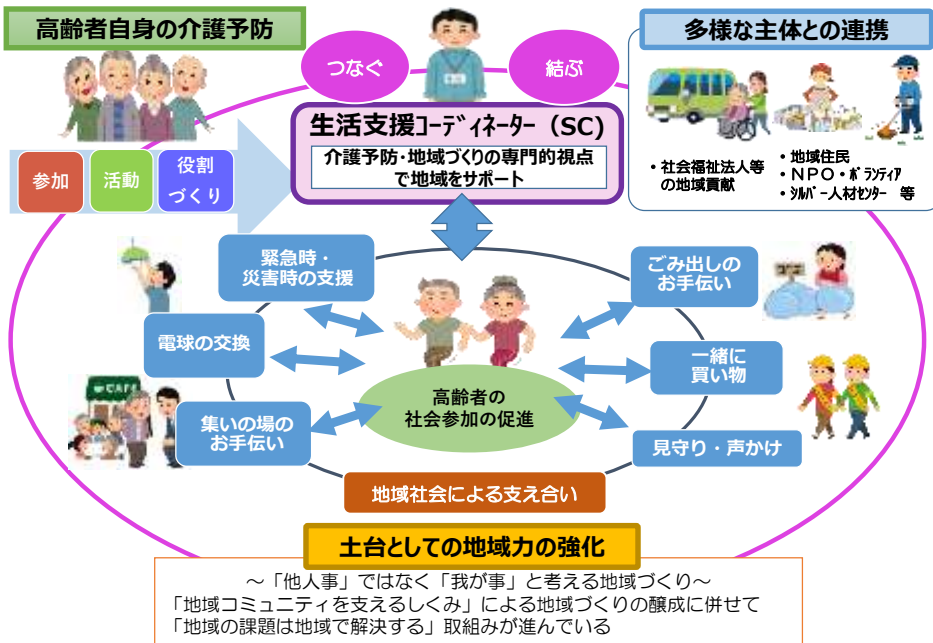
【SC(生活支援コーディネーター)】
高齢者の在宅生活を支援するため、地域の実情に応じて、地域住民相互の支え合い活動の推進役、専門的な視点でのサポート

【長崎市の取組み】～地域の自主的な活動を支援する体制整備～

- ・地域コミュニティの仕組みづくり：地域の自主的な活動を支援
- ・まちづくり支援担当職員による地域を支援する体制
- ・専門職のネットワークの充実

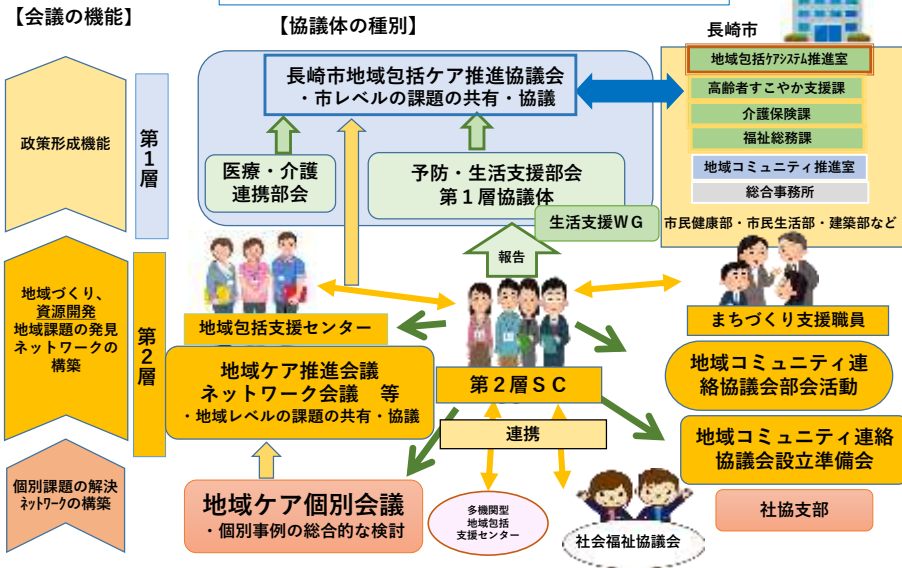


生活支援体制整備 ～地域での支え合い体制づくり～

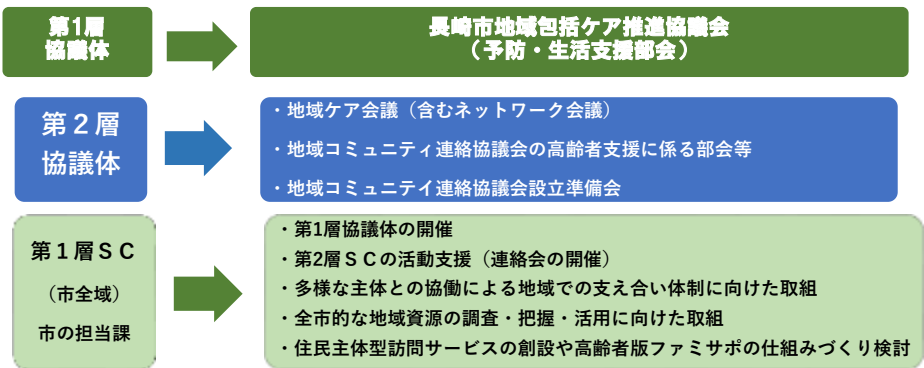


生活支援コーディネーターと協議体

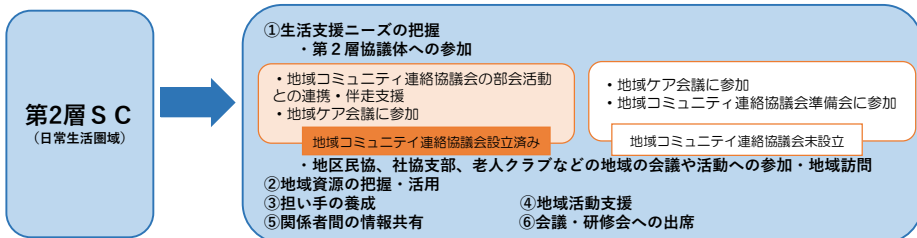
長崎市の生活支援体制整備の体系



R3年度～ 協議体及び生活支援コーディネーターのあり方について



専任配置 R3年度 複数圏域を担当するSC配置(4人) → R7年度(2025年)までを目途に20圏域での配置を検討



生活支援体制整備 ～生活支援コーディネーターの配置・エリア～

令和3年度(10月～) 4人配置

長崎市社会福祉協議会地区担当エリア
(地域包括支援センター基本)

社協の地域福祉担当の職員と
連携して活動することを想定

- 委託先は市社協と契約
- 配置は本所に4人
- 社会福祉士(既存の福祉制度に精通し、コーディネーター機能を適切に担うことができる)を専任で10月から配置

今後の
展開

2025(R7)年度までを目途に、
20圏域ごとの配置を目指す！
～日常生活圏域単位～



	A地区	B地区	C地区	D地区
人口	113,780人	97,904人	77,814人	111,849人
高齢者人口	36,400人	32,831人	29,543人	36,262人
地域コミュニティ連絡協議会(30) ※1	6地区 茂木、高城台、橘、日見、上長崎、古賀	6地区 横尾、西北、北陽、福田、大園、池島	13地区 南長崎、土井首、深堀、戸町、蚊焼、野母崎樺島、晴海台、香焼、高島、脇岬、仁田、北大浦、野母	5地区 式見、西町、西城山、高尾、桜が丘
地域コミュニティ連絡協議会準備会地区(16) ※1	2地区 矢上、伊良林	6地区 形上、村松、長浦、尾戸、鳴見台、出津	4地区 高浜、伊王島、東大浦、浪の平	4地区 手熊、稲佐、西山台、川平
地域包括支援センター(20)	①東長崎 ②日見・橘 ③桜馬場 ④片淵・長崎 ⑤小島・茂木	①西部 ②岩屋 ③滑石・横尾 ④三重・外海 ⑤琴海	①大浦 ②戸町・小ヶ倉 ③土井首 ④深堀・香焼 ⑤南部	①江平・山里 ②西浦上・三川 ③緑が丘 ④淵 ⑤小江原・式見
社協支部(59)	15支部	15支部	15支部	14支部
地域センター(20) ※中央・西浦上は複数地区またがる	4箇所	8箇所	9箇所	3箇所
民生委員・児童委員地区(49)	11地区	10地区	14地区	14地区
中学校区(36)	10	9	11	6

R4年9月末段階

※1のみR4年11月27日現在の数

令和3年 10月から 生活支援コーディネーターが 住民主体の支え合い活動をお手伝いします！

一人暮らし世帯や街らかのお手伝いを必要とする高齢者が増えている中、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためのしくみをつくる必要があります。

住民同士の見守りや懇話会づくりなど地域内の支え合いをみんなで作る。みんなで作っていきましょう。また、このような活動にも積極的に参加していただきながら、高齢者の介護予防につなげていきましょう。

まずはこの取り組みを

- 1** 地域にあるサービスや活動などを把握したり見直しします。
- 2** 地域の様子ことや「あったらいいな」を聞き生活支援ニーズを把握します。
- 3** 元気な高齢者やボランティア活動したい方へ活動の場を創出します。
- 4** 地域の様子やニーズを把握し、活動とマッチングします。
- 5** 関係者のネットワークづくりを進めます。
- 6** 1～5までの活動を通じて生活圏ごとに地域内の連携を進めます。

身近な地域での支え合いを促進し、「元気上手」「高えられ上手」の地域づくりを進めていきます。

ボランティア等の担い手や地域資源の見直し、関係機関とのネットワークづくりを行い、地域の中で多様なサービスが提供できるよう、地域に合った取り組みを進めさせていただきます。

生活支援コーディネーターは専門的な視点を持った「社会福祉士」の資格を有しています。

※連携に続く

生活支援コーディネーターが現在行っている取り組み

生活支援コーディネーターの役割

生活支援コーディネーターの役割を地域の方に知っていただくことで、地域の方と協力しながら、高齢者を支える体制づくりを進めていきます。

生活支援ニーズ（課題）の把握

地域コミュニティ連絡協議会や地域福祉支援センターが主催する会議などの話し合いの場に参加し、生活支援ニーズを把握します。

地域資源の把握

サロン等の地域の居場所や生活支援活動を行うグループ、ボランティアグループ等の地域資源を把握します。

市内の各エリアに出向コーディネーターがいます

名 前	担当エリア
よばい 寿子 戸田 大一	A地区 (津島線 津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島)
くまのい ともみ 前住 復和	B地区 (津島線 津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島)
たけのこ ともみ 田 聖 樹	C地区 (津島線 津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島)
たけのこ ともみ 辻 啓生	D地区 (津島線 津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島・津島)

※地域福祉支援センター毎のエリアを基にしています。

この地域の担当は _____ です！

まずはお気軽にご連絡ください

ご相談・お問合せ先

高崎市社会福祉協議会 事務局 電話：095-828-1281
 FAX：095-828-7236
 住所：高崎市 新築町1-4番 5階 高C3ビル 5F

生活支援コーディネーター 活動内容 (第2層SC月例報告書より抜粋)

生活支援ニーズの把握

- 方法：地域で活動している団体や地域の会議体等に参加**
- 例1 高齢者サロンに参加。その中で「近くの小店が無くなったことで、買い物が大変になっている。免許も返納し移動手段がない」といったニーズを把握
 - 例2 自立支援型ケア会議に参加。通所介護等の参加者は女性が圧倒的に多く、男性が居づらい心理状態に陥ることがある。男性に特化した居場所が必要ではというニーズを把握。
 - 例3 地域コミュニティ連絡協議会の準備会に参加。地区によっては、家の1軒1軒の距離があるため、「近隣の見守り」が必要であっても困難であるというニーズを把握。
 - 例4 各地区ごとにニーズ表を作成

地域資源等の情報収集と情報発信

- 方法：地域で活動している団体や地域の会議体に参加**
- 例1 自立支援型ケア会議に参加。ケースが住んでいる地域では地域コミュニティ連絡協議会が設立されており、ボランティア活動やサロン等、地域ぐるみで活動が活発であり、連携が出来るのではと提案。
 - 例2 居宅連絡会に参加。地域の食料品配達商店やトラック移動販売、福祉用品や不用品回収等の対応業者の情報を収集。
 - 例3 高齢者サロンや食事サービスの開催状況や実施内容の情報収集（訪問や電話）

生活支援コーディネーター 活動内容 (第2層SC月例報告書より抜粋)

地域活動の支援

方法：地域で活動している団体や地域の会議体等への支援

- 例1 スマホの普及に伴い、高齢者のスマホ活用を促すために希望するサロン等にスマホ教室開催に向けて支援を実施。また、サロンでの活動内容についての相談も対応。
- 例2 コロナ禍のために長期休止している食事サービスの担当者と連絡をとり、開催に向けて協議を行う。

関係者間のネットワーク構築

方法：地域で活動している団体や地域の会議体へ参加。関係機関との顔の見える連携

- 例1 地域コミュニティ連絡協議会や準備会、地域ケア推進会議、自立支援型ケア会議に参加
- 例2 地域で活動している自治会や民生委員等との交流
- 例3 総合事務所や地域センター等の行政へ訪問し情報共有

「地域コミュニティを支えるしくみ」による地域づくりの醸成

●地域コミュニティ連絡協議会設立地区 30地区

地域の課題解決に向けて様々な事業に取り組んでいます

南長崎、茂木、式見、土井首、深堀、横尾、西北戸町、蚊焼、西町、高尾、野母崎樺島、北陽、福田大園、池島、香焼、晴海台、西城山、高島、脇岬仁田、高城台、桜が丘、橘、日見、北大浦、野母上長崎、古賀



●準備委員会設立地区 16地区

地域コミュニティ連絡協議会設立に向けた話し合いがスタート

手熊、高浜、伊王島、出津、鳴見台、形上、村松、長浦、西山台、矢上、東大浦、稲佐、尾戸、伊良林、浪の平、川平

(R4年11月27日現在)



地域コミュニティ連絡協議会で取り組んでいる
支え合い活動もあります

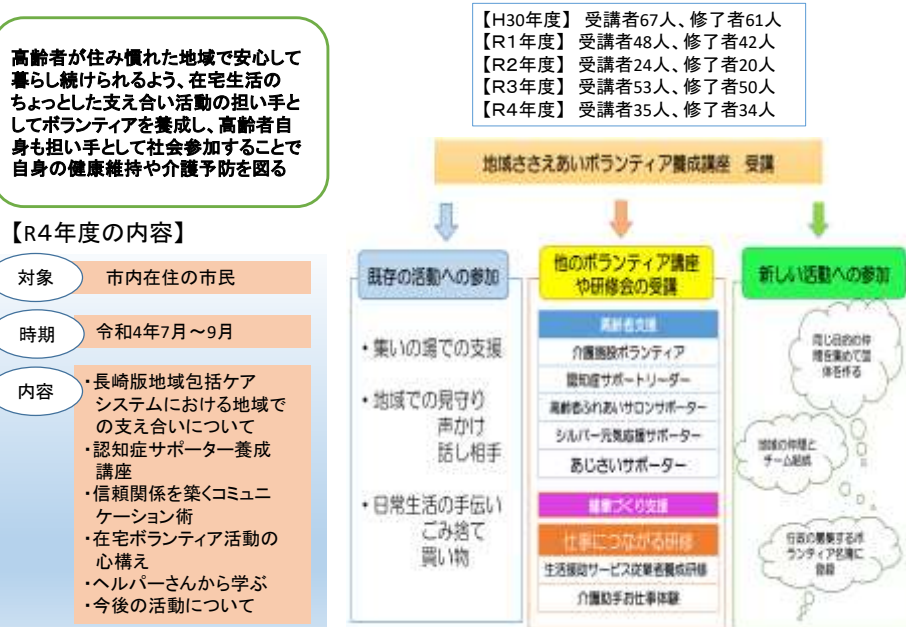


地域で活動する各種団体が連携して、自主的に地域課題の解決を目指す土壌（枠組みや体制づくり）ができてきた。

地域コミュニティ連絡協議会「支え合い活動」取り組み例（一部）

地区名	活動
式見コミュニティ連絡協議会	高齢者部会の活動 ・包丁研ぎサービス事業（年1～2回） （高齢者の生きがいがつくりと住民間の絆を深めるため、包丁研ぎを得意とする高齢者による包丁・鎌研ぎ会） ・ほかしづくり事業・高齢者の生きがいがつくりと住民交流（年2回程度）
戸町みらいづくり協議会	活き活き健康福祉部会 ・ふれあいサロン開催事業（月2回） 定期的に高齢者の外出機会を確保する ・高齢者の元気応援事業（年4回） 高齢者の健康づくりや笑いを提供して元気づけるような応援イベントを実施する
高城台校区コミュニティ連絡協議会	買い物支援検討事業 高齢者への買い物支援の必要性や実施方法について検討することを目的として、先進地への視察や買い物支援の必要性などについてのアンケート調査を行う
横尾小学校区コミュニティ連絡協議会	健康福祉部 こどもから高齢者まで楽しめる「横尾えがおサロン」を2月に1回横尾ふれあいセンターにて開催（1回あたり70名ほど参加）
大園小学校区コミュニティ協議会	くらし部会、こども部会、つながり部会、あんしん部会（福祉、環境、子育て分野） 斜面地や子育て・加齢や疾病、災害などにより生じる困りごとのお手伝いを行い、安心して暮らせる大園にするため、「大園おたすけ隊」を発足 【想定している活動】買い物支援、子育て支援、地域清掃活動、イベント支援、子ども食堂
深堀地区コミュニティ協議会	婦人クラブ活動事業 （ふれあい食事会や地域後行事で活動） ・ 高齢者サロン事業 （生きがいがつくり、仲間づくりの輪を広げ、地域の介護予防対策の拠点としての場を提供） ・ 深堀地区敬老祝賀会 （高齢者を地域全体で支え合う意識や、これまで地域を支えてきた先輩方を敬う意識を醸成するために敬老会を地域全体で開催）

地域ささえあいボランティアの実施



(2) 地域共生社会に向けた取組みについて

多機関型包括的支援体制構築事業

- ・少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中、高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。
- ・本事業は地域共生社会の実現に向けた国のモデル事業として開始し、事業運営については地域包括支援センターを運営する法人(2箇所)へ委託して実施。
- ・平成28年10月から実施。 令和4年度予算 事業費 34,651千円 委託料 34,574千円
国庫補助率：事業費の3/4 (生活困窮者就労準備支援事業費補助金)
重層的支援体制整備事業への移行準備事業

現状

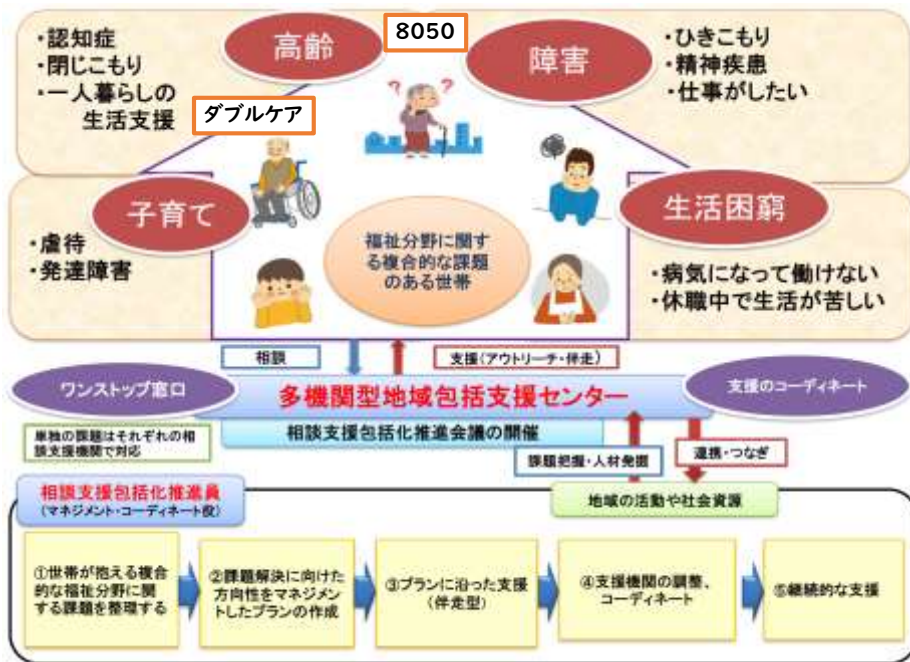
- ・人口減少・少子高齢化
- ・単身世帯の増加
- ・地域のつながりの希薄化
- ・福祉ニーズの多様化・複雑化
- ・分野別の相談支援体制

課題

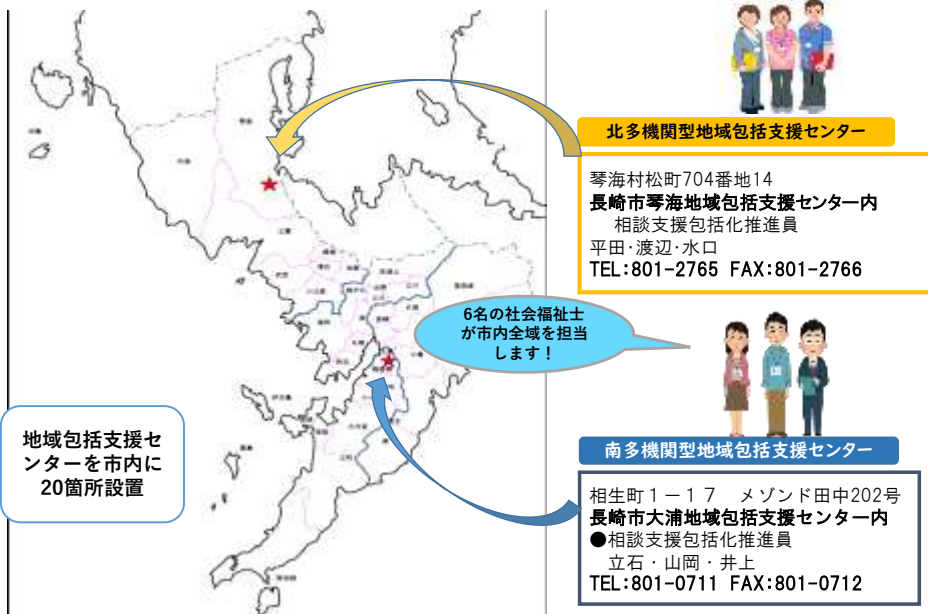
- ・単独の相談機関では対応できない
- ・複合的な課題への分野横断的な対応
- ・制度の狭間などで適切な支援が受けられていない

対応

- ・相談受付の包括化(ワンストップ窓口)
- ・アウトリーチ(伴走型支援)
- ・適切なアセスメントと支援のコーディネート
- ・地域ごとの相談支援ネットワーク構築
- ・地域全体で支える体制づくり



多機関型地域包括支援センターの位置と地域ケア会議等への参加のエリア分け



令和4年度の取組み（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）

1. 相談支援

- ・ワンストップ窓口として相談を受け入れ、複合的な課題を抱えている、社会的孤立、制度の狭間にある等の理由により、包括的な支援を必要とする人（8050、ダブルケア、障害が疑われる者、ゴミ屋敷など）の支援
⇒プランの作成⇒コーディネート（伴走型支援）⇒支援の実施（必要に応じて他の支援機関への繋ぎ）など
個別相談に対する支援
- ・相談支援包括化推進会議（個別事例検討）及び重層的支援会議の実施、研修会等の開催
- ・関係機関や庁内各課との連携
生活支援相談センターやゆめおすとの協働での取り組み、「困りごと連絡票」を活用した税部門との連携

2. 参加支援

- ・個別支援や相談支援包括化推進会議を通して既存の支援制度以外の社会資源の検討
「50（ごまる）支援」社会福祉法人等の地域貢献、企業の地域活動との連携
- ・支援世帯への定期的な訪問や継続的な見守り支援等による環境調整の実施
- ・他分野同士の連携のコーディネート（例：琴海地区の障害連絡会の取組、包括と障害事業所合同での地域ケア推進会議の実施）
- ・制度の狭間により生じる社会的孤立の防止に向けた取組（高校での居場所カフェ、中学校での居場所づくり）

3. 地域づくりに向けた支援

- ・市民への周知（リーフレット・相談機関紹介のパンフレット「こねくと」の配布・HPへの動画掲載）
- ・相談機関、専門職への周知（専門職向け事業所紹介パンフレット・事例集「福祉の架け橋」の更新）
- ・相談支援包括化推進会議（地域課題の把握・ネットワーク機能構築・地域づくりのための資源の開発機能）

個別相談に対する支援（令和3年度実績）

新規相談件数(要援護者)

相談支援

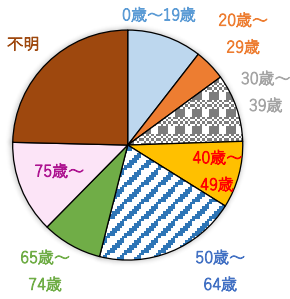
多機関別	R元年度	R2年度	R3年度
南多機関	252	162	120
北多機関	199	181	226
合計	451	343	346

継続支援回数(要援護者世帯)

多機関別	R元年度	R2年度	R3年度
南多機関	1,566	1,759	1,603
北多機関	1,293	1,102	1,523
合計	2,859	2,861	3,126

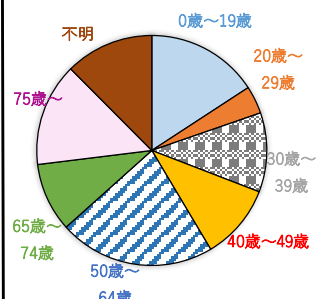
要援護者の年代別割合の推移（令和元年度～令和3年度）

1. 令和元年度



年齢区分	割合 (%)
0歳～19歳	10.5
20歳～29歳	4.4
30歳～39歳	9.6
40歳～49歳	9.4
50歳～64歳	20.1
65歳～74歳	8.4
75歳以上	13.0
不明	24.6

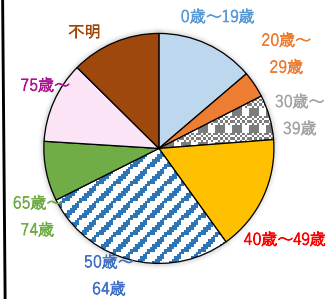
2. 令和2年度



年齢区分	割合 (%)
0歳～19歳	15.8
20歳～29歳	3.9
30歳～39歳	11.2
40歳～49歳	10.6
50歳～64歳	21.9
65歳～74歳	9.7
75歳以上	14.5
不明	12.5

3. 令和3年度

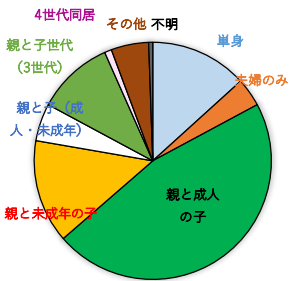
相談支援



年齢区分	割合 (%)
0歳～19歳	13.8
20歳～29歳	3.7
30歳～39歳	6.3
40歳～49歳	16.3
50歳～64歳	27.5
65歳～74歳	8.4
75歳以上	11.4
不明	12.6

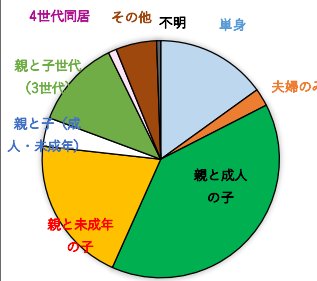
要援護世帯の構成員別割合（令和元年度～令和3年度）

1. 令和元年度



世帯区分	割合 (%)
単身	13.3
夫婦のみ	3.9
親と成人の子	46.5
親と未成年の子	14.1
親と子 (成年・未成年)	5.1
親と子世代 (3世代)	10.5
4世代同居	1.0
その他	5.1
不明	0.5

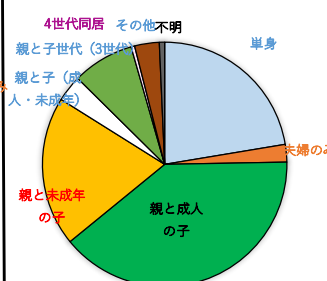
2. 令和2年度



世帯区分	割合 (%)
単身	15.1
夫婦のみ	2.4
親と成人の子	39.2
親と未成年の子	20.1
親と子 (成年・未成年)	3.9
親と子世代 (3世代)	12.1
4世代同居	1.1
その他	5.6
不明	0.6

3. 令和3年度

相談支援

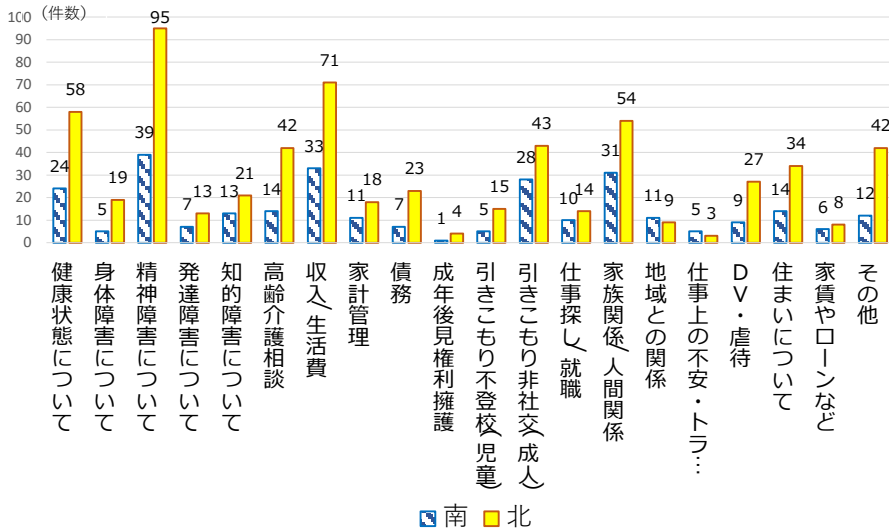


世帯区分	割合 (%)
単身	22.4
夫婦のみ	2.3
親と成人の子	39.4
親と未成年の子	19.8
親と子 (成年・未成年)	3.5
親と子世代 (3世代)	8.2
4世代同居	0.5
その他	3.3
不明	0.7

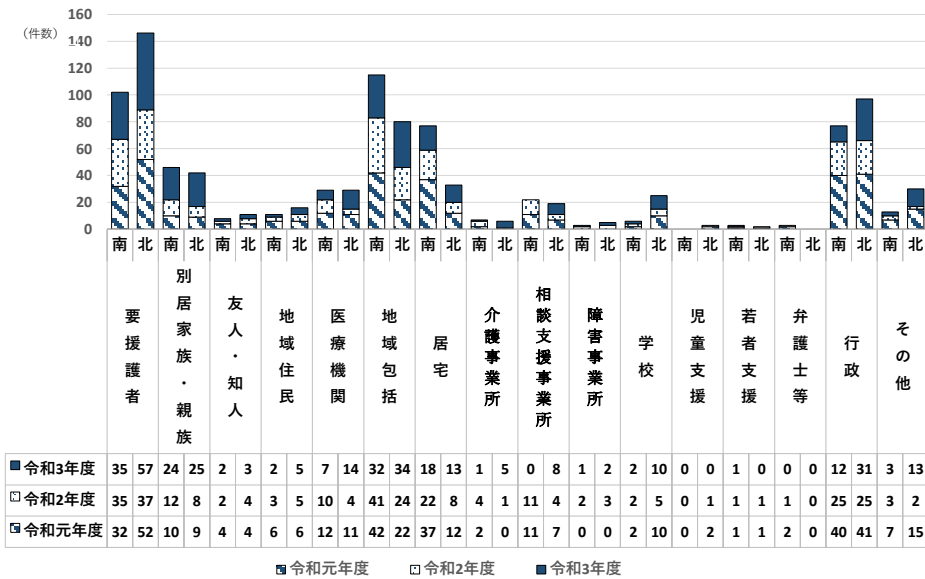
相談種別 (R3年度)

初回相談件数 (情報提供のみ含む 重複あり)

合計 南：285件 北：613件

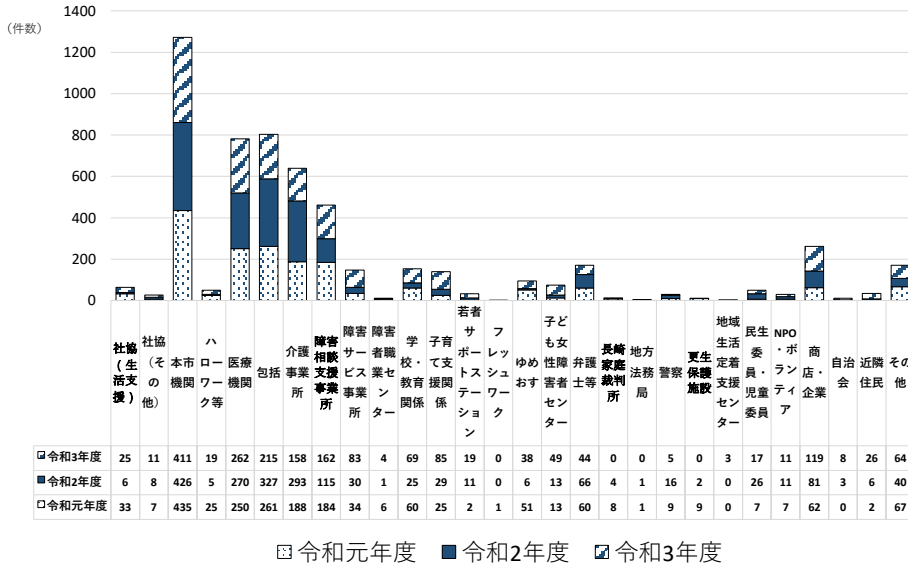


相談経路 (令和元年度～令和3年度)



連携先(令和元年度～令和3年度) ※南・北2箇所合計

相談支援



相談内容(複合課題)

	相談分野(令和2年度)	相談分野(令和3年度)
1位	高齢・障害(19.26%)	障害のみ(23.36%)
2位	障害のみ(15.88%)	高齢・障害(16.82%)
3位	障害・生活困窮(12.50%)	高齢のみ(14.02%)

支援期間など

前年度以前からの継続ケース数	(南) 22家族 (北) 19家族
最長支援期間(令和2年度末時点の支援中ケース)	(南) 5年3ヶ月 (北) 1年5ヶ月
全ケースの課題数(平均)	(南) 5.13課題 (北) 6.31課題
前年度からの継続支援ケースの課題数(平均)	(南) 5.59課題 (北) 6.95課題

代表的な複合課題 (321世帯)

8050	ダブルケア	障害の疑い	ゴミ屋敷	その他
21.2%	4.0%	35.8%	5.3%	33.6%

事例紹介1 (実際の事例を参考に加工しています)

[介護、障害、子ども]

相談支援

【世帯構成】生活保護世帯

父：若年性認知症 現在褥瘡悪化のため入院中
母：外国人（片言、ひらがなのみ）調理員補助として勤務
長女：特別支援学校の高校生 療育手帳B1
長男：中学生 ヤングケアラー

【相談経路】

4年前より断続的に支援中
SSWより相談（SSWは生活保護CWより相談）。
上記世帯構成より、父親の安否確認を依頼され、連携開始。

【支援経過】

父・・・**地域包括支援センター**と連携し介護保険の申請、認定後**ケアマネ**による介護サービスの導入。退院後は施設入所についても検討必要（妻への説明必須）
母・・・日本語理解が不十分なため、細かい社会保障などの制度理解が困難。
日常的には長女が利用している**放課後デイ**の職員が必要に応じて英訳をしてくれている。
長女が卒業後は放課後デイによる支援終了
→母とのコミュニケーション方法について要検討
長女・・・高校卒業後は一般就労を目標としている。**学校、放課後デイ、障害相談支援事業所**との連携
長男・・・ヤングケアラー（母の通訳） 母親に対して反抗的態度。精神的支援の必要性があり、**スクールカウンセラー**の派遣依頼を検討

※世帯への支援として、見守り体制づくりのために要対協の開催を検討している（**学校・子育て支援課・地区担当保健師・障害相談支援事業所・ケアマネ・放課後デイ・生活保護CW・多機関型包括**）

事例紹介2 (実際の事例を参考に加工しています)

[高齢、障害、生活困窮]

相談支援

【世帯構成】

父：70代 要介護状態でデイサービス利用。ADL低下により施設入所希望だが、経済面や長女を残しての生活が不安。
長女：40代 無職。精神科通院以外は引きこもり。父の年金で生活しており、収入なし。自身の預金口座もない。父娘の間で会話が全くない。

【相談経路・支援経過】

父親の**ケアマネ**から多機関型地域包括支援センターへ相談。
「父は施設入所を希望しているが、引きこもりの長女を残しての入所は出来ないと言われている」とのこと
で介入依頼。

父と長女の間では長年会話が無く、今後について話し合いが出来ていなかったため、
父、長女、ケアマネを交えて相談支援包括化推進会議を開催し今後の生活について話し合いを行う。

父の支援：要介護状態であり、自宅での生活に限界がきている。
ケアマネを中心に入所施設を探す。

長女の支援：父の年金のみでは父の入所費用と長女の生活費を賄えない。
そのため、長女のかかりつけの精神科病院へ同行。
診断歴などから障害年金の受給資格があるか、確認を行う。
⇒受給資格あったため障害年金受給に向けた手続きを行う。
また、家賃の安い住まいへの転居や就労に対して希望あり⇒**障害者相談支援事業所**へ繋ぎ、サポート体制を整える。

事例紹介3 (実際の事例を参考に加工しています)

〔 障害 〕

【世帯構成】

20代男性の1人暮らし。

【事例概要】

幼少期から里親と生活をしてきたが、1年前に里親が死去。実父は近隣に住んでいるが、関わりは拒否。実母は音信不通。

里親死去後、伯父名義の家に住まわせてもらっていたが、他の親族が住むため、出ていくように言われている。

本人は仕事が続き生活保護受給中。軽度知的障害で療育手帳所持している。

【相談経路・支援経過】

生活保護のケースワーカーからの相談。

「生活保護を受給しているが、生活上での必要な支援がないか同行訪問してほしい」とのことで介入依頼。

- 住まい
不動産会社へ同行し、契約にいたるまで支援を行う
- 就労
就労に関しては意欲があるが、環境に適応が難しい
⇒生活保護の就労支援員、障害者相談支援事業所、ハローワーク、障害者職業センターと連携し、自立できる環境に向けて、就職活動の支援を行う、
- 孤立
転居先の地区の民生委員へつなぎ、日常の見守りについて連携体制をつくる
- 家計の管理
生活費の管理について、日常生活自立支援事業の利用につなぐ。

事例紹介4 (実際の事例を参考に加工しています)

〔 高齢、障害 〕

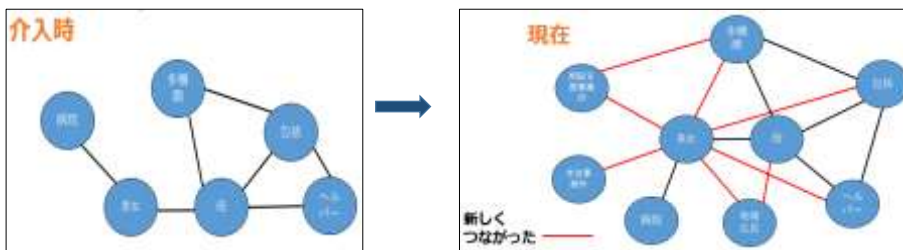
【世帯構成】

母：80代 週に1度 ヘルパーの掃除支援
長女：50代 知的障害あり 学生時代にいじめにあっていた 高校卒業後、職業訓練校に行くが退学。
就業することはない、自宅に引きこもっている

【相談経路】

母を担当していた地域包括支援センターから相談。ヘルパーに「娘が暴言を吐いたり物にあたったりする」と相談あり。これまで包括やヘルパーは長女の姿を見たことがなかった。包括に同行して自宅訪問し母と面談。3年前に心の支えであった父が亡くなり精神的に不安定になっていた様子。後日長女と面談。長女の困りごとを確認（字の読み書きが苦手、体の不調、運転免許がほしい等）。障害年金の申請（同意）や障害サービスの介入（拒否）を提案。定期的に訪問を続けることで、人と接することが嫌いではなく、人と話すことでどう思われるか不安だったことが分かった。その後、障害サービス利用に向けて長女と相談中。

【支援機関の広がり】



関係機関とのネットワーク構築・連携構築 1

相談支援

「相談支援包括化推進会議」の実施（R3年4月～R4年3月）

○要援護者に対して必要な相談支援が円滑に提供されるよう、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うための会議。

- ・ 各相談支援機関の業務内容の共通理解
- ・ 各相談支援機関同士の具体的な連携方法（ネットワークづくり）
- ・ 地域住民が抱える生活課題や福祉ニーズの把握
- ・ 地域に不足する社会資源創出の手法
- ・ 多機関型地域包括支援センターが支援するケースの実績検証



開催状況

	主催	参加	合計	参加者
南	38	25	63	659
北	74	25	99	822
合計	112	50	162	1,481

新型コロナウイルス蔓延のため中規模・大規模な会議等の開催が実施できず。

南多機関型地域包括支援センターによる会議

【目的】

梅香崎中学校区における南多機関型地域包括支援センターの活動を通して子ども・子育てを取り巻く現状と課題を共有する。地域内での連携の在り方について話し合うことで地域社会資源を生かした仕組みづくりの検討を行い包括的な支援体制構築を目指す。

・ 令和3年11月25日に開催。

【参加者】

保育園、子ども家庭支援センター、小学校校長、小学校、PTA会長、中学校校長、中学校PTA会長、中学校区青少年、育成協議会、青年会、民生委員、地元企業など

北多機関型地域包括支援センターによる会議

【目的】

三重・海外地区において、子どもに関係する様々な機関の連携により、地域の支援を必要とする人たちに生活の安心と安定を支援するためのネットワーク作り及び包括的な支援システムを構築することを目指す。

・ 令和4年1月14日に開催予定であったがコロナ拡大により延期（令和4年度実施）

【参加者（予定）】

多機関型地域包括支援センター、北総合事務所、障害児者支援事業所、学校・学童、幼稚園・保育園

関係機関とのネットワーク構築・連携構築 2

相談支援

多機関・生活支援相談センター・ゆめおす、3者による入口支援強化のための連携

①多機関、生困、ゆめおす合同研修会（令和3年度未実施）

下記の3機関合同で、研修会を開催（複合的な課題を抱える世帯の支援について）

- ◆多機関型地域包括支援センター
- ◆長崎市生活支援相談センター（経済的困窮に伴う様々な困りごと相談：生活困窮者自立支援法）
- ◆長崎県子ども・若者総合相談センター ゆめおす（子ども・若者の総合相談：子ども・若者育成推進法）

②定時制・通信制高校等合同学校説明会

- ・ 不登校、中途退学などにより、進路に悩んでいる中学生とその保護者を対象に、NPO法人心澄が主催。
- ・ 多機関型地域包括支援センターも、生活支援相談センター、ゆめおす等と合同で出張相談ブースを設置し、相談対応を行う。



③庁内各課との連携

- ・ 庁内関係課会議の実施(13部の23課で協議)
庁内での事業周知が進んだことにより、行政機関からの相談件数が増加傾向である。
(平成29年度：32件 ⇒ 令和3年度：43件)
- ・ 税の徴収窓口で 福祉に関連する課題を抱える世帯の支援方法について「困りごと相談連絡票」を活用

高等学校での「校内居場所カフェ」の開設・運営

参加支援

H30年度 先進地である大阪府立高校の居場所カフェ（通称：となりカフェ）を視察

高等学校（コースにより、登校日が週5日、週2日、月2回など様々なライフスタイルの生徒がいる）にて、孤立しがちな生徒や退学リスクが高い生徒等を対象にしたカフェ（オープンスペース）を定期的に開設

個別支援

退学予防

制度の切れ目

社会的・職業的自立

社会的孤立

本人と出会い、そして家族と出会い、世帯全体の支援へ

※校内居場所カフェ 会場の様子※



R3年度
カフェ：9回
授業：1回

・高等学校の空き教室等を利用。軽食や飲み物を提供。
・浴衣の着付けや弁護士からの社会に出てから役立つ法律の授業などのイベントも開催。

市民向け支援マップの作成

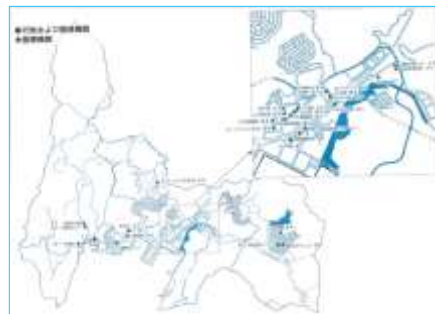
長崎市三重・外海地域包括支援センターと北多機関型地域包括支援センターにて三重地区に特化した全世代対応 支援マップを作成

地域づくりに向けた支援



三重地区における、
・行政機関
・医療機関
・高齢者
・障害児・者
・児童
・商店・企業
・サロン・自主グループ など

多くの協力いただいた事業所を掲載し、マップ化



困りごと相談連絡票 (印刷用) (教育委員会 税務課)

〒100-0001 東京都千代田区千代田

困りごと内容
 税金の滞納
 滞り(ひきこもり・学力)
 病気(通院・入浴)
 障害(本人・家族)
 その他

相談希望
 仕事・就職・社会参加
 介護
 子育て
 ひきこもり

住所
 〒 丁目 番 号 番地
 区 丁目 番 号 番地
 市 区 町 丁目 番 号 番地

氏名
 姓 名 姓 名 姓 名
 姓 名 姓 名 姓 名

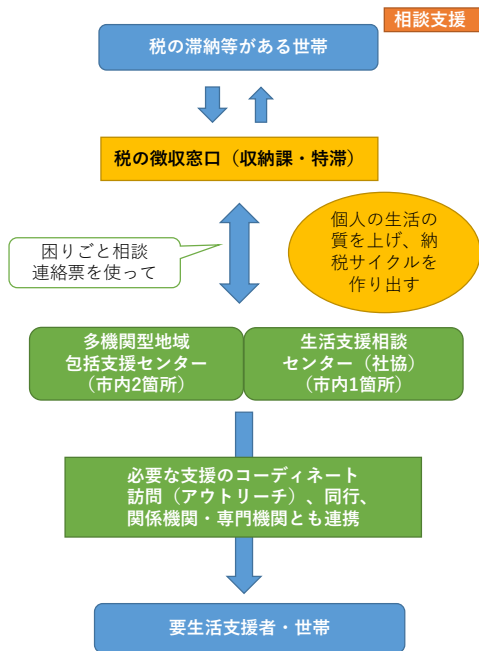
電話番号
 市外 市外 市外 市外 市外 市外
 市外 市外 市外 市外 市外 市外

相談希望(1)は相談希望人と相談希望人記入して下さい。

相談希望連絡先(2)は相談希望人記入して下さい。必要に応じて記入して下さい。

以下に記入をお願いします。相談希望の内容を要する相談機関(連絡先)を記入して下さい。

署名



市民向けパンフレット・リーフレット配布



配布先: 地域包括支援センターや地域センターなどの市民の相談窓口

★毎年データ更新★
★長崎市HPにも掲載中★

地域づくりに向けた支援

リーフレット



パンフレット



多世代に渡る約50箇所の相談窓口を掲載



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 6月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の創制において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定
- 令和3年4月 改正社会福祉法の施行(市町村における包括的な支援体制の構築に関する規定) 重層的支援体制整備事業の創設

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの課題に複数の課題が存在している状態(3050世帯、介護と子育てのダブルケアなど)、世帯単位が抱えている状態(こひねりなど)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や課題の二重への対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外活用を避けるための経費負担に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業を実施を希望する市町村の手続きに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

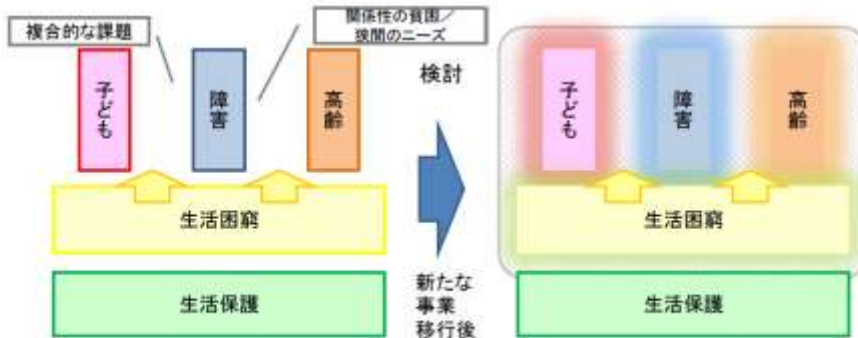
(参考) モデル事業実施自治体数 1120市庁(126)、1129市庁(85)、1130市庁(151)、R元年庁(108)



※ I～IIIの支援を一体的に実行すること、相互協働が生じ、支援の効果が異なる
(ア) 課題のニーズにも対応し、担当者や機関が連携し、つながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進展、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する関心が生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 広域ネットワークの活用によりつながる

重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づき市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



【長崎市の工程表】

国の施策	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化のための取組み (地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)		重層的支援体制整備事業への移行準備事業	重層的支援体制整備事業
市の施策	多機関型地域包括支援センターによる包括的相談支援の実施			
市の施策	多機関型包括的支援体制構築モデル事業		多機関型包括的支援体制構築事業	
年度	H28年度～令和元年度		令和2年度	令和3～5年度 (準備・試行)
年度				令和6年度以降 (本格実施)
事業内容	2. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 H28年10月より実施	多機関の協働による包括的支援体制構築事業 参加支援 制度の狭間のニーズに対する支援の検討	多機関の協働による包括的支援体制構築事業 一体的に実施 社会とのつながりを回復するための狭間のニーズに対する支援	I 相談支援 ・既存事業(既存予算の活用) ・介護・障害・子育て・生活困窮の相談支援 ・多機関協働事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 II 参加支援事業
事業内容	1. 地域力強化推進事業 (住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援) H30年度より実施	地域力強化推進事業 (住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援) H30年度より実施	地域づくり・アウトリーチ事業を通じた継続的支援の取組み	III 地域づくりに向けた支援 ・住民同士の見える関係の育成支援 ・既存事業(既存予算の活用) ・介護・障害・子育て・生活困窮の地域づくり

社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」の創設